			度以前に着手した継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）
			D_{17} ＝ 0.00533
			D_{18} ＝ 0.027
			D_{19} ＝ 0.027
			D_{20} ＝ 0.02863
			D_{21} ＝ 0.02957
			D_{22} ＝ 0.02864
			D_{23} ＝ 0.02737
			D_{24} ＝ 0.02762
			D_{25} ＝ 0.02799
			D_{26} ＝ 0.02890
			D_{27} ＝ 0.03031
			D_{28} ＝ 0.0256
			D_{29} ＝ 0.0258
			D_{30} ＝ 0.02584
			$D_{令元}$ ＝ 0.02554
			$D_{令2}$ ＝ 0.02566
			$D_{令3}$ ＝ 0.02586
			$D_{令4}$ ＝ 0.02749
			$D_{令5}$ ＝ 0.00479
			$D_{令6}$ ＝ 0.00721
			$D_{令7}$ ＝ 0.01160
四	高等学校費	生徒数	算式
			$\dfrac{\sum_{n=13}^{14}(B_n \times C_n) + D_{令2} \times E_{令2}}{54{,}700\text{円} \times A}$
			算式の符号 A　測定単位の数値 B_n　平成 n 年度において発行を許可された臨時高等学校整備事業に係る地方債の許可額のうち、老朽施設改築事業に係る許可額（特殊教育諸学校に係るものを除く。）に相当する額
			C_{13} ＝ 0.0072
			C_{14} ＝ 0.0093

			度以前に着手した継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）
			D_{17} ＝ 0.030
			D_{18} ＝ 0.027
			D_{19} ＝ 0.027
			D_{20} ＝ 0.02866
			D_{21} ＝ 0.02959
			D_{22} ＝ 0.02867
			D_{23} ＝ 0.02741
			D_{24} ＝ 0.02772
			D_{25} ＝ 0.02813
			D_{26} ＝ 0.02912
			D_{27} ＝ 0.026
			D_{28} ＝ 0.0257
			D_{29} ＝ 0.0258
			D_{30} ＝ 0.02588
			$D_{令元}$ ＝ 0.02556
			$D_{令2}$ ＝ 0.02571
			$D_{令3}$ ＝ 0.02591
			$D_{令4}$ ＝ 0.00353
			$D_{令5}$ ＝ 0.00479
			$D_{令6}$ ＝ 0.00721
四	高等学校費	生徒数	算式
			$\dfrac{\sum_{n=11}^{14}(B_n \times C_n) + D_{令2} \times E_{令2}}{52{,}000\text{円} \times A}$
			算式の符号 A　測定単位の数値 B_n　平成 n 年度において発行を許可された臨時高等学校整備事業に係る地方債の許可額のうち、老朽施設改築事業に係る許可額（特殊教育諸学校に係るものを除く。）に相当する額
			C_{11} ＝ 0.0042
			C_{12} ＝ 0.0042
			C_{13} ＝ 0.0104
			C_{14} ＝ 0.0093